

ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言

令和3年6月17日
自由民主党 政務調査会
情報通信戦略調査会
ネット上の誹謗中傷等対策小委員会

SNS 等のネットにおける誹謗中傷、いじめなどの広がりについては年々増加傾向にあり、悲しい事件も発生してしまった。医療従事者や新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷等も看過できない状況であり、その対策は急務である。

新たな生活様式のもと、ネット上での交流や活動が生活の中で大きな位置づけを占めるがゆえに、発言には責任が伴うことを啓発するとともに、特に若い世代に対する被害救済の実効性を確保することが求められる。今国会で、プロバイダ責任制限法を改正するなど一定の対策は進んでいるが、表現の自由を最大限考慮しつつ、喫緊に取り組むべき内容を緊急提言として取りまとめる。

対策1 被害の深刻化を防ぐために

ネット上の誹謗中傷について、被害を受けて困っている方が早めに相談できるようにネットに関する相談対応や苦情処理手続きの充実強化を図ること。また、これらの相談窓口や苦情処理の方法について、小中高校などとともに、大学生など若者層にも伝わるように広報を工夫して充実させ、困った場合にすぐに相談ができるような体制を検討すること。被害者にとって身近な警察、学校、地方自治体の窓口などからネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へ直ちにご案内ができるように関係機関が連携すること。

対策2 時代の進展にあわせた抑止力をもたせるための刑事法が必要

ネット上の誹謗中傷等に適用される侮辱罪の罰則が軽すぎる点が問題である。侮辱罪の法定刑の引き上げは急務である。法制審議会で速やかに検討し、適切な罰則とすること。その際、必要に応じて適切な犯罪類型の在り方も検討すべきである。

対策3 発信者情報の開示を適切に進める

令和3年4月に成立した改正プロバイダ責任制限法は、他人の権利を侵害する悪質な誹謗中傷等の書き込みについて、発信者の特定を容易にし、対応するログの削除禁止を可能とする新たな裁判手続の導入を実現するものであり、この円滑かつ確実な施行を確保すること。

対策4 プラットフォーム事業者の積極的な対応の促進

SNS 等を提供するプラットフォーム事業者の役割は、誹謗中傷への対応に向けて極めて重要であり、AI の活用も含めた削除等の対応が適切に行われるよう促進すること。また、その取組状況についてモニタリング及び効果検証を継続することにより、透明性と説明責任を確保していくこと。必要に応じて透明性確保のための制度化も検討すること。

対策5 会社法における外国会社登記の徹底

日本において継続的にサービスを提供している海外 SNS 事業者等について、関係省庁とも連携して実態を把握し、会社法における外国会社登記を徹底すること。

対策6 SNS 教育の更なる充実

GIGA スクール構想が実現し、低学年からネット利用を行なう中で、小中高における年代に合わせた情報モラル教育について学習指導要領のさらなる実施を図るとともに、教員研修の強化を進めること。

対策7 捜査機関における体制の強化

最寄りの警察署等で被害届を適切に受理するとともに、積極的に捜査を実施すること。警察庁・警視庁・各道府県警察本部及び検察庁において、ネット上の誹謗中傷等の被害者救済に向けた専門的な対応体制を強化すること。